

●香川県告示第378号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条の2第1項の規定により、昭和62年農林水産省告示第1372号（水産資源保護法により保護水面の区域及び同水面の管理者を定める件）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日

香川県知事 浜田惠造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 保護水面の区域</p> <p>次に掲げる基点1、点ア、点イ<u>及び</u>基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面</p> <p>基点1 香川県観音寺市伊吹町字真浦上1769番に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点2 香川県観音寺市伊吹町字西ノ内1764番に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>点ア 基点1から<u>真方位</u>270度390メートルの点</p> <p>点イ 基点2から<u>真方位</u>266度450メートルの点</p> <p>2 略</p>	<p>1 保護水面の区域</p> <p>次に掲げる基点1、点ア、点イ、<u>基点2</u>を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面</p> <p>基点1 香川県観音寺市伊吹町字真浦ノ上1769番に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点2 香川県観音寺市伊吹町字西ノ内1764番に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>点ア 基点1から270度390メートルの点</p> <p>点イ 基点2から266度450メートルの点</p> <p>2 略</p>